

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>(目次)                      第1章～第12章 (略)                      第13章 雑則                          第65条～第73条 (略)                          第74条 インターネット接続サービス等の利用等                          第74条の2～第80条の2 (略)                      第14章 (略)                      料金表 (略)                      別表 (略)                      附則 (略)</p> <p style="text-align: center;">第1章～第12章 (略)</p> <p style="text-align: center;">第13章 雑則</p> <p>第65条～第73条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(インターネット接続サービス等の利用等)</p> <p>第74条 X i 契約者(当社が別に定める基本使用料の料金種別を選択している者に限ります。)は、インターネット接続サービス(当社が別に定める協定事業者が提供するインターネットサービス(当社がその協定事業者との相互接続協定に基づき別に定めるものに限ります。)を利用できるようにするものをいいます。以下この条において同じとします。)を利用することができます。この場合において、インターネット接続サービスの提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>2 当社は、インターネット接続サービスに規定する利用に関して、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>3 電波状態等により、インターネット接続サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は責任を負わないものとします。</p> <p>第74条の2～第80条の2 (略)</p> <p style="text-align: center;">第14章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表7 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和5年2月10日経企第3686号)                      この改正規定は、令和5年2月24日から実施します。</p>	<p>(目次)                      第1章～第12章 (略)                      第13章 雑則                          第65条～第73条 (略)                          第74条 削除                          第74条の2～第80条の2 (略)                      第14章 (略)                      料金表 (略)                      別表 (略)                      附則 (略)</p> <p style="text-align: center;">第1章～第12章 (略)</p> <p style="text-align: center;">第13章 雑則</p> <p>第65条～第73条 (略)</p> <p>第74条 (略)</p> <p>第74条の2～第80条の2 (略)</p> <p style="text-align: center;">第14章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表7 (略)</p>